

(12) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年8月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

島根県安来市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金293,706円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成23年7月6日

(2) 事故発生場所

西伯郡南部町諸木地内

(3) 事故の状況

鳥取県警察本部生活安全部自動車警ら隊所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、待避所において右方向に転回しようとした際、後方から進行してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。